

令和2年第1回区議会定例会

議案説明資料 (追加提案分④)

(議案第45号)

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、内閣に設置された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第2弾として、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する区市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが決定されたことを受け、厚生労働省から、区市町村等に対して、傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたところである。

このことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

<改正の概要>

傷病手当金は、給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（支給を始めた日から起算して1年6月を限度とする。）のうち労務に就くことを予定していた日について、支給することとし、その支給額は、1日につき、直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額とすること等とする。（附則第8条から第11条まで）

<実施の時期等>

令和2年4月1日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が同年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用する。

(議案第46号～47号)

令和元年度杉並区一般会計補正予算(第7号)

令和2年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算では、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾に基づき、この対策にかかる区に必要な追加経費等を計上するものです。

1. 議案第46号 令和元年度杉並区一般会計補正予算(第7号)

【概要】

補正事業 1事業 947千円

【歳出予算】

○学校給食の推進 947千円

【歳入予算】

○諸収入 709千円

○繰入金(財政調整基金繰入金) 238千円

【繰越明許費】

○追加

No.	款	項	事業名	金額
1	教育費	小学校費	小学校の運営管理	3,531千円

2. 議案第47号 令和2年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

【概要】

補正事業 1事業 30,000千円

【歳出予算】

○傷病手当金の支給 30,000千円

【歳入予算】

○国庫支出金 30,000千円